

令和5年5月8日

保護者 様

佐野市教育委員会教育長 津布久貞夫
佐野市立西中学校長 上野 善巳

5月8日からの学校生活における感染症対策について

保護者の皆様には新型コロナウイルス感染症対策にご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、このたび、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂が行われました。

つきましては、その内容を踏まえ、5月8日以降は下記の対応といたしますのでよろしくお願い申し上げます。

記

1 日常の感染症対策について

- ・児童生徒の健康状態を把握します。ただし、毎日の体温を学校に報告する取組は不要となります。
- ・可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行います。十分な換気が確保できない場合はサーキュレータ等の補完的な措置を講じます。
- ・手指衛生（こまめな手洗い）と、飛沫を飛ばさないように咳エチケットを行うよう指導します。
- ・マスクの着用は基本的に求めませんが、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童及び教職員についても、着用を求める場合があります。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理せず、自宅で休養させてください。また、医療機関への受診をご検討ください。

2 児童生徒等の新型コロナウイルス感染が確認された場合について

- ・児童生徒の感染が判明した場合、出席停止の措置を取ります。
- ・出席停止の期間は、「発症した後5日（発症から6日目）を経過し、かつ、症状が軽快した後24時間を経過するまで」を基準とします。
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。

3 マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います

- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童もいたりすることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることはしません。また、児童の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。